

訪問型サービス A 事業所管理者様

豊中市健康福祉部高齢施策課長

### 総合事業における訪問型サービス A 請求時の解釈について（お詫びと訂正）

日頃から本市の介護保険行政の推進にあたり、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、総合事業における訪問型サービス A 請求時の解釈について誤りがありましたので、下記のとおり訂正してお詫び申し上げます。

既に請求されたもので、下記 1 に該当する場合については利用者負担額に影響があるため、誠に申し訳ございませんが、過誤調整をしていただきますようお願い申し上げます。下記 2 については 7 月請求分から訂正後のコードでの請求をお願いいたします。

なお、過誤調整が必要と思われる請求については、各地域包括支援センターから情報をいただき、既に個別にご連絡させていただいておりますが、その他該当がございましたら下記お問合せ先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。4 月、5 月サービスについて該当者がおられない事業所様におかれましては、今後の請求につきまして、下記のとおり取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 要支援 2 の利用者が訪問型サービス A を週 1 回利用し、月 5 回利用となる場合（5 週目がある場合）の請求について

訂正前	234 単位（コード：A2 2521）×5 回
訂正後	1,027 単位（コード：A2 1121）

#### 2. 要支援 2 の利用者が訪問型サービス A を週 1 回利用する場合（月 4 回まで）の請求コード

訂正前	A2 2521
訂正後	A2 2421

#### 訂正理由

訪問型サービス A（基準緩和サービス）については、現行相当サービスを超えない範囲で単価を設定することとなっておりますが、上記 1 の訂正前の解釈によると、1 月当たりの単位数が現行相当を超過することとなるため訂正するものです。また、これにともない利用回数に応じた請求コードとするため上記 2 のとおり訂正します。

※通所型サービス A の場合は、要支援 2 の方が週 1 回利用し、月 5 回利用となった場合においても回数制（330 単位又は 350 単位（コード：A6 1223 又は A6 1323）×5 回）での請求となります（従来の解釈どおり）。

※上記訂正に合わせて Q&A についても今週中に改訂予定となっておりますのでよろしく申し上げます。

<お問い合わせ>

豊中市 健康福祉部

高齢施策課 企画調整係 担当：町田

TEL：06-6858-2812 FAX：06-6858-3146

Mail：kouresisesaku@city.toyonaka.osaka.jp